

1 お子様にどのような機器が必要か良く検討しましょう。

*利用目的を決める

お子様に携帯電話を持たせる際には、単なるプレゼントやご褒美ではなく、まず必要かどうかを確認し、何のために、どのように使うかを話し合うことが大切です。「緊急連絡のため」「所在確認のため」など目的をご家庭で決めましょう。

*危険性を知る

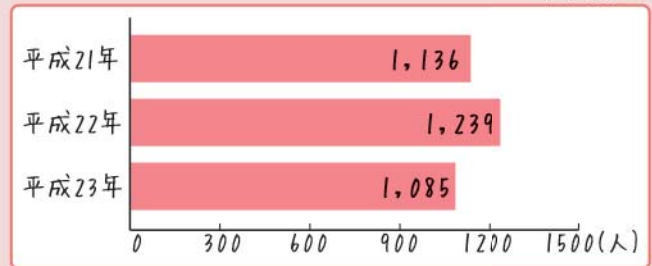
インターネットには、お子様が有害サイトや悪意のある人と接触する可能性が潜んでいます。子どもに「携帯電話を持つ必要性と責任」を自覚させるためにも、有害情報に対する危機意識を持たせましょう。

インターネット利用には
情報モラルを身に付けることが大切です。

【コミュニティサイトに起因する児童被害の状況】

毎年1,000人を超える児童が青少年保護育成条例違反等の犯罪被害に遭っています。引き続き、保護者や関係機関・団体による青少年保護の取組が必要です。
(※「児童」とは、18歳未満の者をいう)

資料:警察庁



被害を受けた青少年のうち9割以上が
フィルタリング未加入です

2 お子様の発達段階に応じてインターネットを利用させましょう。

*初めは保護者と一緒に使う

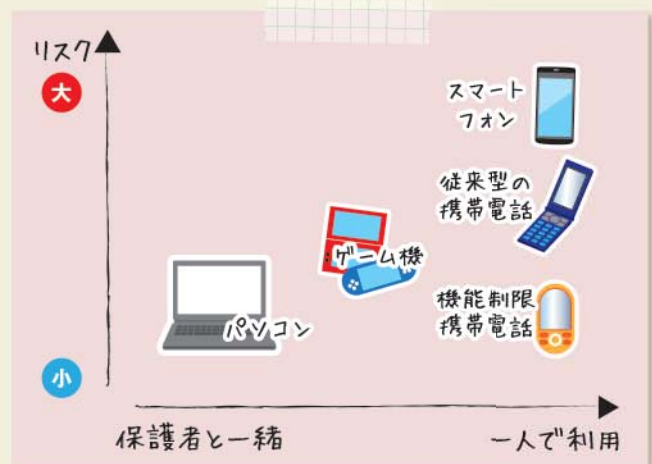
初めてインターネットを利用する際には、保護者と一緒に使い始めましょう。困ったことがあったらすぐに、保護者が助けられるように、目に届く範囲で青少年にインターネットを利用させましょう。

*少しずつ利用できる範囲を広げる

お子様がインターネットの特徴を理解し、情報モラルの習得が進んで来たら、発達段階に応じて、フィルタリングの設定を見直して、利用できる範囲・サービスを広げましょう。

初めは保護者と一緒に利用しながら、
慣れていきましょう。

【青少年のインターネット利用のイメージ】



3 お子様に渡す前に有害情報対策の設定を行いましょう。

携帯電話はフィルタリングを活用しましょう。

*購入のときに18歳未満の青少年の利用を伝える

青少年インターネット環境整備法第17条第2項において、保護者は18歳未満の青少年の利用のために携帯電話を購入する場合は、携帯電話会社に**青少年が利用する旨を伝える義務**があります。

※携帯電話会社は18歳未満の青少年が利用する場合には、保護者から不要との申出がない限り、フィルタリングサービスを提供する義務があります。

*フィルタリングを使い分ける

フィルタリングは大きく分けて、**ホワイトリスト方式**と**ブラックリスト方式**の2種類があります。ホワイトリスト方式は、許可したサイトのみ閲覧可能とする方式で、ブラックリスト方式は不適切なサイトを遮断する方式です。フィルタリングはいろいろな種類がありますので、販売店でよく尋ねるなどして、お子様に最も合うものを選びましょう。

これらのフィルタリングをベースに、**青少年の発達段階に合わせて、利用できるサイトや種類を細かくカスタマイズしていきましょう。**
初めてインターネットを利用する場合は、より安全な**ホワイトリスト方式**がおすすめです。